

津山工業高等専門学校研究設備・機器及び地域共同テクノセンター利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用及び津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程(以下「センター規程」という。)第9条に基づき本校地域共同テクノセンター(以下「センター」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(共用の対象とする研究設備・機器)

第2条 共用の対象とする研究設備・機器は、一般的に購入が難しい高額な研究設備・機器を対象とするなど、多くの者に共用出来るような研究設備・機器を対象とする。また、主な使用者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。

(利用者)

第3条 研究設備・機器の共用及びセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 民間等の共同研究者
- (2) 技術相談等のための来訪者
- (3) テクノセンターで開催される行事等への参加者
- (4) 本校の職員、学生及び研究生等
- (5) その他テクノセンター長が適当であると認めた者

(利用手続き)

第4条 本校の研究設備・機器またはセンターの施設及び設備を利用しようとする者は、別紙様式1の利用申請書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

センター長は、申請を許可したときは、所定の許可証により申請者に通知するものとし、申請者は本校が指定する期日までに使用料を納付しなければならない。

既納入の使用料等は、本校の責に帰すべき理由がある場合を除き、還付しない。

本校の研究設備・機器またはセンターを利用した者は、別紙様式2の利用報告書をセンター長に提出しなければならない。

ただし、本校教職員が、平日の勤務時間内に利用する場合は、利用申請書及び利用報告書の提出を省略することができる。

第5条 前条の許可を得て設備を利用した者は、センター備え付けの別紙 様式3の施設・設備使用簿に記録しなければならない。

(機器の搬入及び搬出)

第6条 利用者が、機器を搬入するときは、あらかじめセンター長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該機器の利用を終了したときは、速やかにこれを搬出しなければならない。

3 機器の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用の取消等)

第7条 センター長は、利用者がこの要項に違反したとき、又は本校の運営に支障を生じさせるおそれがあるときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を停止させることができる

(経費の負担)

第8条 利用者(本校の教職員、学生及び研究生等を除く。)は当該利用に係る経費を負担するものとする。ただし、本校の教職員、学生及び研究生等が1行事につき、3Dプリンターや大判プリンター等、消耗品を用いる機器については、別表に定める使用量を超える場合は原則、事前に費用負担について協議すること。

2 前項の経費及び負担方法は別に定める。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

(実績報告)

第10条 研究設備・機器の運用実績は、センター長から年1回校長へ報告する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年5月25日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

機器	単位
樹脂3Dプリンター	造形物(モデル材)+サポート材=1,000cc以上
金属3Dプリンター	造形物=1,000g以上
大型プリンター	(大きさに関わらず)10枚以上